



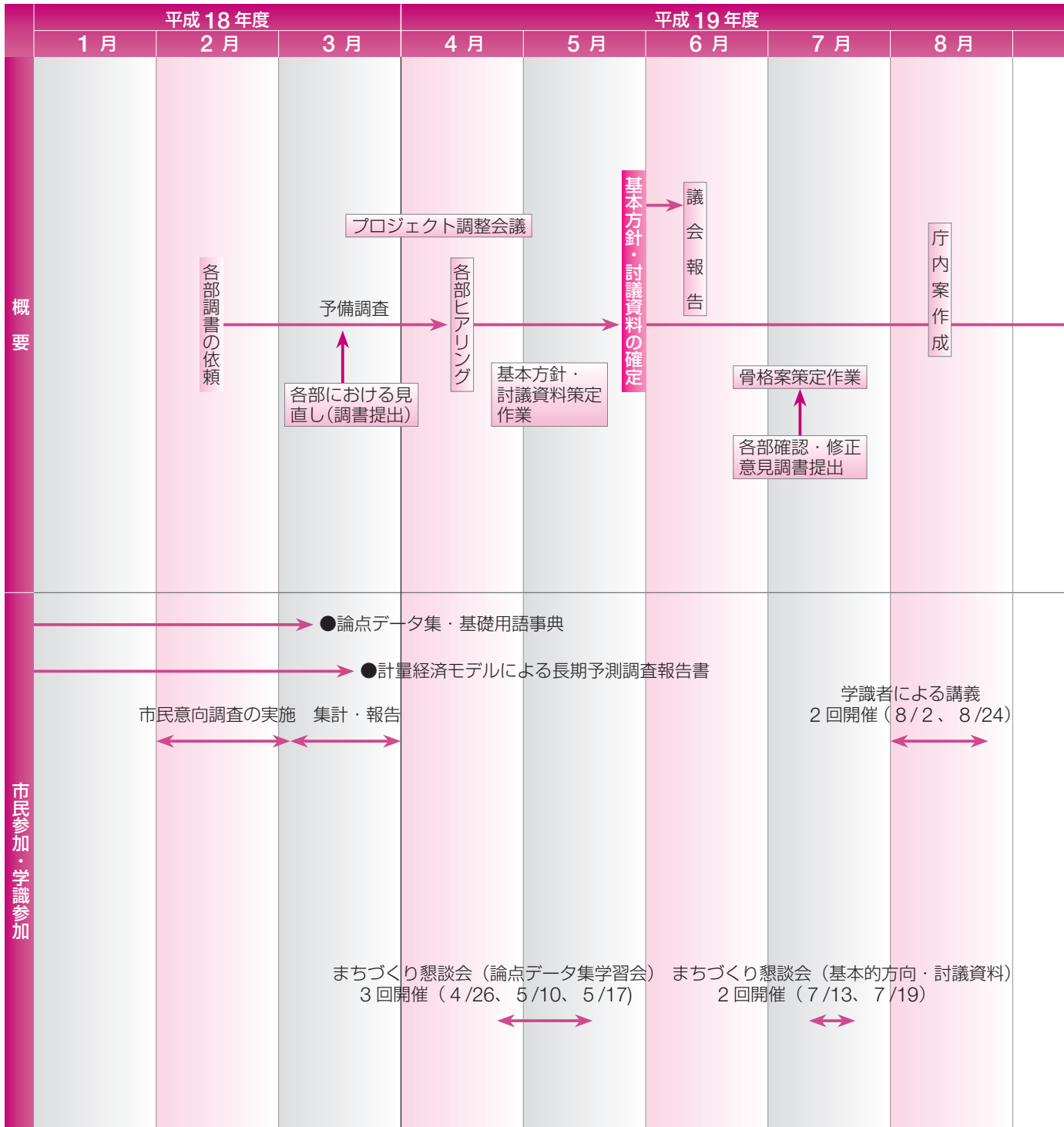
**資料編**

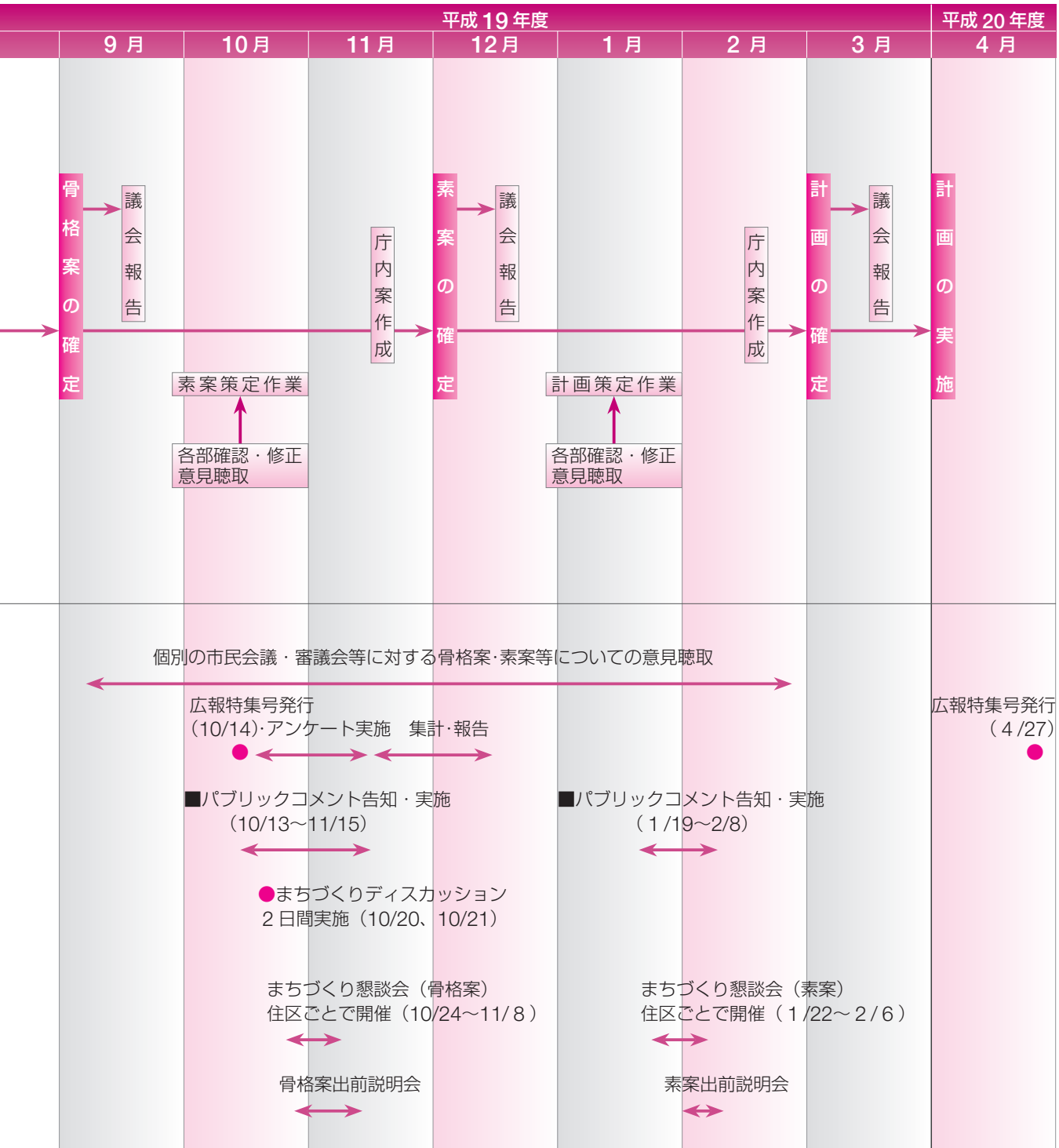
◆ 基本計画(第2次改定)の経過 ◆

◆ 基本計画(第2次改定)における市民参加と市民意見等の反映 ◆

◆ 基本構想・基本計画策定の体制と経過(平成10年度～平成13年度) ◆

## 基本計画（第2次改定）の経過





# 基本計画(第2次改定)における市民参加と市民意見等の反映

第3次基本計画の第2次改定にあたっては、さらなる市民参加の推進を図るために、より幅広い市民の参加を得ることと、より参加しやすい環境を整えることに配慮した。市民意向調査やはがきによるアンケートの実施、住区ごとや課題別に開催したまちづくり懇談会などのほか、平成18年4月に施行された自治基本条例に基づくパブリックコメントの実施など、数多くの参加の機会を設けて改定作業を進めた。また、特に今回、新しい試みとして、無作為抽出による市民参加によって広く市民の意見を伺う討議方式の「まちづくりディスカッション」を開催した。

## 市民参加の取組み

### 1 市民意向調査

基本計画の第2次改定及び今後のより良い行政サービスの提供を実施する上での基礎資料とするために、市の各施策について市民が、どの程度重要と感じ、またどの程度満足されているかを調査した。平成19年2月から3月を調査期間として、無作為抽出によって選ばれた市内在住15歳以上の3,500人の市民を対象に、約1,700人から協力を得た。

### 2 「三鷹を考える論点データ集」学習会

基本計画の第2次改定にあたって、まず市民に将来的なまちづくりを考える上での基礎情報を伝えるため、平成19年4月から5月にかけて全3回のまちづくり連続講座として、「三鷹を考える論点データ集2007」（平成19年3月発行）を用いて市の現状と課題、取り組み状況等について説明し、意見交換を行った。

会場はいずれも市民協働センター会議室（午後7：00～9：00）

回	開催日	テーマ
1	4月26日（木）	総論、自治体経営と情報政策 防災
2	5月10日（木）	健康・福祉・子育て支援 教育・生涯学習
3	5月17日（木）	産業振興、環境 都市基盤の整備

### 3 「基本方針・討議資料」によるまちづくり懇談会

論点データ学習会における意見及び市民意向調査の結果を受けて、「基本的方向（改定に向けた基本方針・討議資料）」を作成し、広報及びホームページに掲載して、改定に関する基本的方向を示すとともに、まちづくり懇談会を開催し、意見交換を行った。

会場はいずれも市民協働センター会議室（午後7：00～9：00）

回	開催日	テーマ
1	7月13日（金）	産業振興、環境、都市基盤の整備
2	7月19日（木）	健康・福祉、子育て支援、教育・ 生涯学習

### 4 学識者による講義

三鷹ネットワーク大学のまちづくり総合研究所事業と連携し、今後のまちづくりの展望をテーマに学識者による講義を実施した。

会場はいずれもネットワーク大学C教室（午後3：00～5：00）

回	開催日	テーマ	講師
1	8月2日（木）	「最先端の防災技術とレスキュー学」	電気通信大学電気通信学部知能機械工学科 松野 文俊教授
2	8月24日（金）	「協働のまちづくりと市民参加」	立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科 中村 陽一教授

### 5 「骨格案」によるアンケート調査

平成19年10月14日発行の「広報みたか」（特集号）において、第3次基本計画（第2次改定）の「骨格案」の概要を掲載し、回答用のハガキを貼付して、「骨格案」についてのアンケートを実施し、約420通の意見が寄せられた。

### 6 基本計画改定に向けたまちづくりディスカッション

平成19年10月20日、21日に無作為抽出によって選ばれた市内在住18歳以上の1,000人の方々に参加依頼書を郵送し、参加の承諾を得た方々から公開抽選で選ばれた約50名の方により、「基本計画改定に向けたまちづくりディスカッション」を開催した。

この無作為抽出による市民討議方式は、ドイツの市民参加手法「フーラックスツェレ」を参考としているが、これまで市民参加の機会や経験のなかった方を含め、より広く多くの市民から率直な意見を聴取するための手法として有効であり、また参加と協働の拡大にもつながるものであるとの検証結果を前年度の取り組み（「みたかまちづくりディスカッション2006」平成18年度実施）から得ていた。

当日は、基本計画の施策の中から防災と高齢者福祉の分野をメインテーマとして選び、これに初対面同士でも話しやすい「三鷹の魅力（課題）」を加えて「災害に強いまち」と「高齢者に暮らしやすいまち」の3つを柱にして話し合いのプログラムを設計した。参加者は、18歳から78歳の方まで幅広い年齢層で構成され、5人1組の9グループに分かれて2日間で3回の話し合いを行い、討議の結果、70を超える意見がまとめられた。



### 7 まちづくり懇談会

第3次三鷹市基本計画（第2次改定）「骨格案」及び「素案」の確定後、それぞれ「まちづくり懇談会」を開催して、市民との意見交換を実施した。

「骨格案」によるまちづくり懇談会(平成19年)	
開催日時	開催場所
10月24日（水）午後7時～	牟礼コミュニティ・センター
10月26日（金）午後7時～	井口コミュニティ・センター
10月31日（水）午後7時～	大沢コミュニティ・センター
11月1日（木）午後7時～	三鷹駅前コミュニティ・センター
11月6日（火）午後7時～	井の頭コミュニティ・センター
11月7日（水）午後7時～	連雀コミュニティ・センター
11月8日（木）午後7時～	新川中原コミュニティ・センター

「素案」によるまちづくり懇談会(平成20年)	
開催日時	開催場所
1月22日（火）午後7時～	新川中原コミュニティ・センター
1月24日（木）午後7時～	大沢コミュニティ・センター
1月25日（金）午後7時～	三鷹駅前コミュニティ・センター
1月29日（火）午後7時～	井口コミュニティ・センター
1月31日（木）午後7時～	牟礼コミュニティ・センター
2月5日（火）午後7時～	連雀コミュニティ・センター
2月6日（水）午後7時～	井の頭コミュニティ・センター
2月6日（水）午後2時～	市役所第二庁舎4階

## 8 出前説明会

「まちづくり懇談会」に参加できなかった市民や、グループでの学習・提案をお手伝いするために、「骨格案」で6回、「素案」で1回、希望の日程で「出前説明会」を実施した。

## 9 市民会議・審議会等による意見聴取

各種の市民会議・審議会等において、基本計画（第2次改定）の「骨格案」及び「素案」を説明し、市民会議・審議会等が所掌する施策を中心に意見を聴取した。

### 市民意見等の反映

今回の基本計画改定では、改定作業の進捗段階に応じて大きく4回の市民意見募集の機会を予め設定した。これは、第3次三鷹市基本計画（第2次改定）の確定に至るまで順次、「基本方針・討議資料」→「骨格案」→「素案」→「確定」という形で改定作業を進め、その各段階において市民の意見を募り、計画改定への反映を図ったものである。

パブリックコメント、アンケート調査等によって寄せられたご意見、市で主催したまちづくり懇談会や無作為抽出の市民による討議形式の「まちづくりディスカッション」等で直接寄せられたご意見等、たくさんの方々から様々な形でご意見が寄せられ、各段階で改定作業に反映させた。

## パブリックコメントの結果

案件名	期間	意見数
第3次三鷹市基本計画（第2次改定）骨格案	平成19年10月13日～ 平成19年11月15日	456人の方から558件の意見
第3次三鷹市基本計画（第2次改定）素案	平成20年1月19日～ 平成20年2月8日	17名の方から55件の意見

### 学識参加

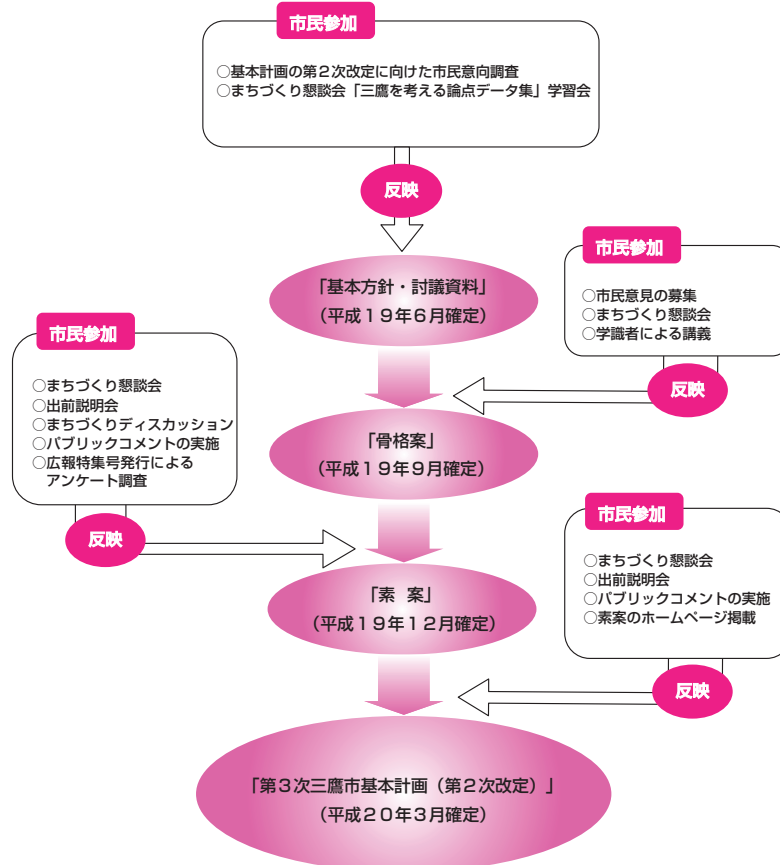
三鷹市における社会経済の長期的な変化を予測し、基本計画の第2次改定にあたっての基礎資料とするため予測調査を実施した。

計量経済モデルによる長期予測（平成19年3月）  
豊橋技術科学大学 山口 誠教授

### 職員参加

三鷹を考える論点データ集2007（平成19年3月）  
三鷹を考える基礎用語辞典（平成19年3月）

## 第3次三鷹市基本計画 第2次改定における市民参加の取り組み



## 資料編

基本計画（第2次改定）における市民参加と市民意見等の反映



# 基本構想・基本計画策定の体制と経過（平成10年度～平成13年度）

## 1. 市議会

基本構想審査特別委員会開催 9回  
 基本構想議決 平成13年9月28日  
 （※原案に対して14ヶ所の修正を加えた修正案を可決）

## 2. 市民参加

### (1) みたか市民プラン21会議

全体会 20回  
 分科会 454回

### (2) まちづくり懇談会

基本構想第一次素案説明 1回（平成13年3月5日・三鷹産業プラザ）  
 基本計画第一次素案説明 1回（平成13年5月29日・三鷹産業プラザ）  
 基本計画第二次素案説明 第1回（平成13年8月11日・牟礼CC）  
 第2回（平成13年8月12日・連雀CC）  
 第3回（平成13年8月13日・井口CC）  
 第4回（平成13年8月18日・井の頭CC）  
 第5回（平成13年8月23日・三鷹駅前CC）  
 第6回（平成13年8月29日・新川中原CC）  
 第7回（平成13年8月30日・大沢CC）

### (3) 電子市民会議室

基本構想第一次素案 平成13年2月27日～3月27日  
 基本計画第一次素案 平成13年6月18日～8月16日

### (4) 調査・アンケート

市民アンケート 平成12年2月1日～2月10日  
 （※みたか市民プラン21会議と共同で実施）  
 団体意向アンケート 平成12年8月24日～9月14日  
 基本計画第一次素案アンケート 平成13年5月27日～6月30日

## 3. 学識参加

### (1) 三鷹市まちづくり研究所

三鷹市まちづくり研究所第1分科会提言「新しい市民参加のあり方」  
 （平成10年12月25日）  
 座長・国際基督教大学 西尾隆教授

### (2) 助言者による講義

- ①「社会福祉の今日的動向と三鷹市の役割」（平成12年3月27日）  
 ルーテル学院大学 市川一宏教授
- ②「『21世紀型ネットワーク社会』と三鷹市政（Ⅰ）」  
 （平成12年3月28日）  
 東京都立科学技術大学 秋山穰名誉教授
- ③「基礎自治体と地域経済活性化」（平成12年4月7日）  
 一橋大学 関満博教授
- ④「『21世紀型ネットワーク社会』と三鷹市政（Ⅱ）」  
 （平成12年4月11日）  
 東京都立科学技術大学 秋山穰名誉教授
- ⑤「『都市公園』から『公園都市』へ」（平成12年4月14日）  
 東京農業大学 進士五十八教授
- ⑥「英国における行政改革について（Ⅰ）」（平成12年4月18日）  
 神奈川大学 竹下讓教授
- ⑦「英国における行政改革について（Ⅱ）」（平成12年5月9日）  
 神奈川大学 竹下讓教授

### (3) 学識による三鷹市長期予測・分析

- ①「21世紀のみたか—計量経済モデルによる三鷹市経済の長期予測—報告書」（平成12年3月）  
 朝日大学 福地崇生教授・豊橋科学技術大学 山口誠教授
- ②「都市構造シミュレーション調査報告書」（平成13年3月）  
 東京都立大学 吉川徹助教授・東京工業大学 大佛俊泰助教授

## 4. 職員参加

### (1) 21世紀構想策定本部

- 市民参加用冊子の作成 ①三鷹を考える論点データ集（平成11年11月）  
 ②三鷹を考える基礎用語事典（平成12年2月）  
 ③三鷹を考える職員アイデア集（平成12年3月）

- 21世紀構想「討議要綱」作成チーム ①都市基盤の整備チーム（17人）  
 専門チーム ②安全な暮らしチーム（11人）  
 （平成12年1月～平成13年2月） ③人づくりチーム（18人）  
 ④安心できる生活チーム（20人）  
 ⑤都市の活性化チーム（14人）  
 ⑥共通分野チーム（19人）

報告書の作成 21世紀構想「討議要綱」作成チーム報告書  
 （平成12年12月）

### (2) 職場討議等スケジュール

基本構想の見直し及び第3次基本計画の策定に向けた調査  
 （平成12年6月6日～6月30日）  
 同ヒヤリング（平成12年7月10日～14日）  
 基本構想の見直し及び第3次基本計画の策定に関する基本方針  
 （平成13年1月10日確定）

基本構想（討議要綱）（平成13年1月10日確定）  
 基本構想（第一次素案）（平成13年1月25日確定）  
 基本構想（第二次素案）（平成13年4月18日確定）  
 基本構想（上程案）（平成13年5月31日確定）

基本計画（討議要綱）（平成13年2月22日確定）  
 基本計画（第一次素案）（平成13年5月7日確定）  
 基本計画（第二次素案）（平成13年7月31日確定）  
 基本計画（平成13年11月28日確定）

### (3) 職員提案

市政に関する職員提案論文 応募数：11編  
 （募集期間：平成11年12月21日～平成12年2月7日）



## I 研究会の経緯と基本認識

1998年4月に活動を開始した三鷹市まちづくり研究所第1分科会は、「三鷹市の新しい市民参加のあり方」をテーマとして研究を進めてきた。研究者・職員による研究会を9回、市民へのヒアリングを8回実施し、内容的には自治体行政と市民参加の諸相、全国の自治体で展開されている参加の新しい動向、三鷹の市民参加の歴史とその特徴、三鷹市民の参加への考え方などについて調査研究を行ってきた。

これまでの経緯を踏まえつつ、1999年度に予定されている報告書の提出に先立って、以下の理由からここに第1次提言を提出することにした。

- 1 三鷹市は2000年度に基本構想・基本計画の改定時期を控えている。しかるに第1次・第2次の計画策定時と異なり、右肩上がりの経済成長と財源拡大はもはや過去のものとなり、限られた財源・資源の中で何を優先的に行うか、あるいは何をやめるか、高齢化・少子化の中で公共施設をどう活用・転用するかといった困難な選択を行わねばならず、そのためには従来以上に計画策定段階から市民の合意を得ていくことが不可欠である。
- 2 また次期の基本計画は、すでに策定されている「福祉プラン21」、「土地利用総合計画」（都市計画マスタープラン）など多数の中間課題計画との擦りあわせ、計画間の調整、あるいはその修正作業を伴うことになる。これら中間課題計画の多くがそれぞれ市民参加をベースに策定されたことを考えるならば、市の総合計画たる基本計画の策定には、新しい考え方・手続・手法の開発が求められる。
- 3 調査研究の過程で、研究者・市民および市側のいずれにも、従来の市民参加では必ずしも十分でないとの認識がみられた。すなわち、
  - (1) 従来の市民参加は、行政の作成した素案に対する個別意見の表明にとどまっており、素案策定段階での市民の関与はきわめて限られている。
  - (2) 市民会議は主として既存組織・団体の代表者による構成であり、広範な市民の声の反映には制約もあった。
  - (3) 見通しのきかない社会経済状況の中で、計画の実施段階における環境変化への弾力的な対応、市民意識の変化への応答が十分でない。そこで本分科会では、基本計画の素案策定段階から市民参加を組み入れる可能性について検討し、市民と市側のいずれにも前向きな意向が確認された。
- 4 1998年5月に地方分権推進計画が閣議決定を見、「自治の量」というべき団体自治の範囲は少なからず拡大することになったが、「自治の質」たる住民自治の拡充は今後の自治体と市民の課題として残されたままである。三鷹市と三鷹市民はこれまでの経験を生かすことによって、分権化時代の計画と参加のあり方について新しいモデルを提示すべきであり、またそれは可能だと思われる。

以上の基本認識に立ち、市民と行政のパートナーシップを基調とする対話型のまちづくりを目指しつつ、本分科会は市当局に対して、新しい市民参加の必要性の認識とそのため条件整備・場づくりを求める一方、広く市民に対して、新しい参加形態の模索運動への参加を呼びかけるべく、第1次提言を提出することにした。

## II 提言

- 1 次期基本構想・基本計画の策定に当たっては、素案作成段階から市民の参画を組み入れるべく、行政と市民が協力して参加手法の開発に取り組む必要がある。
- 2 2000年度の計画策定という時期を考えるならば、基礎的な議論の場を早急に設定する必要があり、「市民参加で基本計画を立案するための準備会」（仮称）を市民主導で発足させることを提案する。準備会では、参加を実効性あるものにしていくために、基本構想・基本計画の形式と内容についての基本的考え方、行政と市民の役割分担、計画策定の全体手順、会議の運営方法、進行のルールづくりなどについて検討する必要がある。具体的には次のような項目が考えられる。

- (1) 基本構想・基本計画のイメージ
    - A 基本計画の形式・内容・性格・分量の再検討
    - イ 策定主体、策定手続、参加者の範囲と権利、行政の応答責任の確認
  - (2) 市民参加の手法開発
    - A 従来型の市民会議の評価と見直し
    - イ 住区ごとの「まちづくりフォーラム」やイベント・会議の提案
    - ウ 政策課題ごとの「ワークショップ」方式の活用
    - エ 市内の学校の活用、および生徒や学生の参加
  - (3) 市政評価・市政課題抽出のための社会調査
    - A 声なき声・小さな声の抽出努力
    - イ 調査活動自体を市民参加に連結するしかけ
    - ウ 調査結果の公開と活用
    - エ アンケート調査と面接調査の組み合わせ
  - (4) 大学等の研究教育機関との連携
    - A 市民公開授業を通じた研究者・学生・市民・職員によるまちづくり学習
    - イ 大学の公開講座の活用
    - ウ 計画策定に向けた調査研究活動
    - エ 市民参加の場としての大学施設等の開放
  - (5) 調査結果・市民参加による計画素案等のスタイルないし表現形式の検討
3. 三鷹市は、市民各層がそれぞれの視点・関心・動機から地域の課題を提案し、計画策定過程に関与しよう、次の施策を講じる必要がある。
- (1) 「情報なければ参加なし」の原点に立ち、情報公開を徹底させ、市政の透明化と説明責任の向上に努める。特に次の項目については、開示請求を待つことなく、市民にわかりやすい言葉と様式で提示する必要がある。
    - A 行政内部および行政と市民との間で問題となっている「争点情報」
    - イ 計画立案に不可欠の統計や地図データ、近隣市との比較に関する「基礎情報」
    - ウ 個別計画の検討に必要な「専門情報」
  - (2) 市民各層の多様な意見の表出・集約するために、その核となる「市民コーディネータ」の発掘に努め、その活動を支援する。
  - (3) 市民参加を促進するボランティア組織の育成に努め、そのネットワーク化を奨励する。NPO支援センターの設置など、積極的支援の拠づくりも検討する。
  - (4) 行政部内における現場型職員の計画策定過程への参加に加え、各職員が「行政市民」として市民の研究会に参加・貢献しよう、あるいは一市民としてボランティア活動や市民活動にかかわりよう、条件整備を行う。
  - (5) 多様な市民活動の相互連携を促し、情報の共有化を図るために、新しいメディアの開発・活用を試みる。広報誌上の連載企画、インターネット上のホームページの活用、専門の機関誌の発行などを検討する。
  - (6) 将来市民となるべき児童・生徒たちを含めて、より多くの人が三鷹市民としての知識と自覚を高めよう、相互学習の場と機会の充実に努める。

## III 今後のスケジュール

以上の提言を具体化していくために、今後少なくとも次のような日程で進めていく必要があろう。

まず、1999年の早い時期に上記「準備会」を設置し、そこでの基礎的な議論を踏まえた上で、同年4月以降「21世紀市民プラン検討会議」（仮称）を立ちあげる。同「検討会議」は、基本構想・基本計画の改定時期にあたる2000年末頃まで計画案の策定過程に関与・参画することになるが、市との対話はできる限りその後も継続したい。

第1分科会委員  
西尾 隆（座長）、新津晃一、清原慶子  
田中かず子、ウィリアム・スティール

「みたか市民プラン21会議」の取り組み  
「みたか市民プラン21会議」

1 「みたか市民プラン21会議」の目的

みたか市民プラン21会議（市民21会議）は、三鷹市の基本構想の見直しと第3次基本計画策定に向けて、市民の視点からの提言である「みたか市民プラン21」を作成し、市民の意見を反映させることを目的とする市民の自立的な組織です。

2 市民21会議の特徴

(1) 白紙からの市民参加

市民21会議は、市が素案を作成する前の白紙の段階から市民が提言を行う、新しい市民参加形式です。

(2) 市民の自立的な組織

市民21会議は、メンバー全員が公募に応じて自ら手をあげ、自主的に登録した個人参加であり、参加人数に制限を設けない大量参加型の市民組織です（登録人数375名）。また、会の運営全般について、市民が自立的にボランティアで行う、NPO的な組織運営を行いました。会の組織や役割分担、参加資格などを定めた「会則」や、会議を円滑に運営するための「会議の基本ルール」についても、前段の準備会（みたか21世紀市民プラン検討会議（仮称）「準備会」）で市民が議論して案を作成し、市民21会議の設立全体会で承認されて決めました。

(3) 市とのパートナーシップ協定

市民21会議と市は、市民21会議の活動開始にあたって、その協働関係を明確にし、お互いの役割と責務や協定の有効期限などを明文化した「パートナーシップ協定」を締結しました。この協定は、準備会に集まった市民が市と調整して案を準備し、会則や基本ルールと同様、設立全体会で承認を受けた後、市民21会議代表と市長が署名をして取り交わしたものです。

3 市民21会議の組織

(1) 分科会の構成

市民21会議は、下記の10のテーマからなる分科会に分かれて活動しました。10の分科会は、環境や福祉など個別の分野に分かれたテーマによって設定された「分野別テーマの分科会」5つと、人権や自治体経営など各分野に共通したテーマによって設定された「共通テーマの分科会」5つで構成されています。

分野別テーマ

- 第1分科会 都市基盤の整備（道路・開発・交通など）
- 第2分科会 安全な暮らし（環境・ごみ・消費生活・防災など）
- 第3分科会 人づくり（教育・生涯学習・芸術文化・スポーツなど）
- 第4分科会 安心できる生活（保健・社会福祉など）

- 第5分科会 都市の活性化（農業・商業・工業・地域情報化など）
- 第6分科会 平和・人権（憲法・平和・国際交流・人権問題・男女平等など）
- 第7分科会 市民参加のあり方・NPO支援
- 第8分科会 情報政策（行政の情報化・情報公開・広報・公聴など）
- 第9分科会 自治体経営（財政政策・政策評価など）
- 第10分科会 地域のまちづくり

(2) 運営組織

市民21会議を円滑に運営するため、全員での決定の場である全体会の他に、運営委員会、事務局、コミュニケーション推進委員会、起草委員会などを設置し、役割を分担しつつ活動しました。

運営委員会

代表、事務局長、コミュニケーション推進委員長、各分科会座長による、活動全体の進行と調整のための会議。

事務局・事務21

各分科会の事務局担当者会議。事務局長・次長を中心に、議事録の作成や事務局だよりの発行、全体会などの準備・運営を担当。

コミュニケーション推進委員会

広報に関する担当者会議。広報紙「プラネット21」の発行やホームページの管理運営を担当。

21はいくクラブ

保育を必要とする参加者を支援する、参加者相互の互助的な保育ボランティア組織。

起草委員会

運営委員会選出メンバーにより、提言書総論の作成・検討を担当。

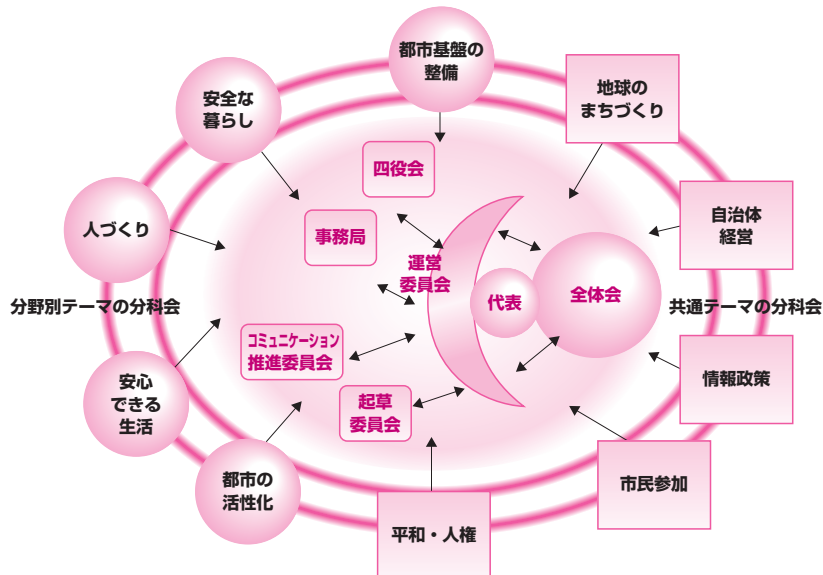
四役会

代表、事務局長、コミュニケーション推進委員長、市企画経営室による連絡調整のための会議。

4 市民21会議活動の記録

市民21会議は平成11年10月9日の「設立全体会」から、平成12年10月28日の「爽りの秋全体会」での提言提出を経て、平成13年11月30日「解散さざんか全体会」までの約2年間・784日の活動の中で、延べ773回の会議を行いました。会議の開催数は下記のとおりです。

全体会	20回
分科会	454回
分科会ワーキンググループ	102回
運営委員会	40回
事務21	17回
コミュニケーション推進委員会	24回





起草委員会	18回
全体会準備実行委員会	17回
活動報告書編集委員会	10回
21ほいくクラブ打合せ	3回
作業グループ	4回
四役会	47回
市の討議要綱チームとの懇談会	11回
基本計画素案説明会	6回
合計	773回

## みたか市民プラン21会議会則

### 前文

みたか市民プラン21会議は、2001年に予定されている三鷹市の基本構想の見直しと第3次基本計画の策定に向けて、「みたか市民プラン21」を作成し、市民の意見を反映することを目的とする市民の自立的な組織である。その目的を達成するためにこの会則を定める。

### 1 名称

「みたか市民プラン21会議」（以下、「市民21会議」と略する。）

### 2 会議の構成員

在住・在勤・在学で参加を申込み登録した人

### 3 組織図

別紙のとおり

### 4 全体会の設置

全体会は全員で構成する。

<全体会の主な役割>

- (1) 代表の選出
- (2) 全体に関わる事項の承認
- (3) パートナーシップ協定の承認
- (4) 予算・決算の確定

### 5 代表の設置

代表を3名置く。(代表の選出方法については別に定める。)

<代表の主な役割>

- (1) 市民21会議の総括
- (2) 運営委員会の開催
- (3) 全体会の開催
- (4) プレス対応等、外部への情報提供に関する事項の決定と公式発表の責任を負う。
- (5) パートナーシップ協定への署名
- (6) 予算の管理

### 6 運営委員会の設置

市民組織としての全体的な活動を進める上で、経常的な運営について検討・決定し、実行する責任を果たすとともに、各分科会での個別課題に即した検討を包括する全体的な連絡調整をする。

<運営委員会の構成メンバー>

- (1) 代表3名
- (2) 各分科会の座長
- (3) 事務局長
- (4) コミュニケーション推進委員会等の代表

<運営委員会の主な役割>

- (1) 分科会の新設・増設・改廃の決定
- (2) 各分科会の活動の調整（「市民の意見を聞く会」開催の調整等）
- (3) 情報収集、調査等の企画、調整、決定（アンケート調査の調整を含む）
- (4) 事務局長の決定
- (5) 会則の変更の検討
- (6) 起草委員会の設置及び委員の選任

- (7) 全体会の開催請求
- (8) 市との間で開催する相互連絡調整会議への出席者の選出
- (9) 追加公募の時期等に関する調整と決定

### 7 事務局の設置

事務局長及び事務局次長を置く。市民21会議の運営に関する事務局機能を果たす。事務局は、会議の運営や財政の透明性を確保する。また、常勤の事務局員は有償とする。

<事務局の構成メンバー>

- (1) 各分科会の事務局担当者
- (2) 常勤のアルバイトスタッフ
- (3) ボランティアスタッフ

### 8 コミュニケーション推進委員会の設置

運営委員会、分科会の活動等市民21会議の活動に関する情報公開や広報を担当する。

また、インターネットを活用した広報や電子市民会議の運営を担当する。

<コミュニケーション推進委員会の構成メンバー>

- (1) 各分科会での広報等に関する担当者
- (2) 広報・インターネットの活用について詳しい市民21会議メンバー

### 9 分科会の設置

分科会は市民生活の基本的な分野であり市民21会議の議論の中核と考えられる。

- (1) 市民の暮らしの分野・行政分野に関するテーマ（分野別テーマの分科会）
- (2) 各個別分野に共通する内容に関するテーマ（共通テーマの分科会）

の2種類に大別して設定する。

この分科会の構成は、市民21会議メンバーを募集する時に、市民21会議の組織の全体をわかりやすくするため、一般的に考えられるテーマに沿った分科会を想定して設置するものであり、市民21会議立ち上げ後は、全メンバーのアンケートをとるなどして必要に応じた分科会を新設・増設、または再編成することも考えられる。

募集段階では、10分科会で出発する。

<当初想定する分科会の構成>

- (1) 市民の暮らしの分野・行政の事業分野からの分類《分野別テーマの分科会》（順不同）
  - 都市基盤の整備（道路、開発、交通など）
  - 安全な暮らし（環境、ごみ、消費生活、防災など）
  - 人づくり（教育、生涯学習、芸術・文化、スポーツなど）
  - 安心できる生活（保健、社会福祉など）
  - 都市の活性化（農業・商業・工業、地域情報化など）
- (2) (1)の各分野に共通の政策や事業を進めていく際の手法からの分類《共通テーマの分科会》（順不同）
  - 平和・人権（憲法・平和事業、国際交流、人権問題、男女平等など）
  - 市民参加のあり方・NPO支援
  - 情報政策（行政の情報化、情報公開、広報・公聴など）
  - 自治体経営（財政政策・政策評価など）
  - 地域のまちづくり

### 10 各分科会の構成メンバー

分科会に座長・副座長を置く。座長は分科会を代表して運営委員会に出席し、座長が出席できない場合は副座長が出席する。また、各分科会から事務局及び広報の担当者を選出し、分科会の庶務、記録等に当たるとともに、それぞれ、事務局、コミュニケーション推進委員会等、会議全体の運営にも携わる。

各分科会の人数は概ね20人～30人程度とする。

分科会に学識者を呼ぶことができる。

### 11 各分科会への参加方法

分科会へは複数参加することができる。

## 12 分科会の新設・増設・再編成等について

当初設置した分科会に加えて、新しい分科会を設置したり、分科会を統合することもありえる。その際の条件としては以下のようなものが想定される。

＜分科会の新設・増設・再編成等の条件＞

- (1) 既設の分科会では検討できない、基本的に重要と考えられる新しい領域が認識されたとき
- (2) 分科会を超えて共通の課題として検討するような領域が認識されたとき
- (3) 分科会メンバーが多数になり、複数の分科会に分けて検討することの有効性が認められたとき
- (4) 既存の分科会が小人数になる等して再編成が必要となったとき

＜各分科会における小分科会の設置の条件＞

以下の場合については、分科会の自主性に任せ、必要に応じて適切な運営を行う。

- (1) 分科会の中で、さらに詳細な検討をはかるために、一定期間、個別テーマを検討する小分科会の設置の必要性が認識されたとき

## 13 総論的な項目を検討する体制について

相対的に「各論」を担当することになる分科会に対して、「総論」にあたる「三鷹の将来像やビジョン」について担当する分科会を設置する。「総論」について議論する体制は、運営委員会がその機能を担うか、各分科会からの代表により別途構成するかは、今後運営委員会で検討する。

設置の時期は、「各論」を担当する各分科会での検討がある程度進んだ後とする。

## 14 市民21会議の人数・参加資格

公募人数は制限しないものとする。

参加資格は、「在住・在勤・在学」の人とし、これらの参加者には議決権があるものとする。なお、在住・在勤・在学以外の人については、傍聴、インターネット利用による発言権は保障する。ただし、議決権はない。

## 15 団体参加

市民21会議の公募を行う際に、同時に既存団体に対しても市民21会議への参加を呼びかけるものとする。

## 16 会議のルール

会議のルールは別に定める。

## 17 所在地

市民21会議の所在地は次のとおりとする。

三鷹市野崎1-1-1 三鷹市役所第二庁舎211・212号会議室

付 則

- 1 本会則は1999（平成11）年10月9日より発効する。  
※会則は2001（平成13）年2月17日に一部修正された。

## みたか市民プラン21作成に関するパートナーシップ協定

市民の自立的な組織である「みたか市民プラン21会議」（以下「市民21会議」と略します。）と三鷹市（以下「市」と略します。）は、2001年に予定されている市の基本構想・基本計画の策定に向けて「みたか市民プラン21作成に関するパートナーシップ協定」（以下「パートナーシップ協定」と略します。）を次のとおり締結します。

### 1 パートナーシップ協定の目的

このパートナーシップ協定は、市の政策形成や三鷹のまちづくりに市民の意見を反映させるための「みたか市民プラン21」（以下、「市民プラン」と略します。）を作成するにあたり、市民21会議と市との関係や役割分担、相互協力の内容などを定めるものです。

### 2 市民プランの構成

市民プランは「三鷹市への提言」「関係機関への提言」「市民自らの行動計

画」という3つの要素を含んでおり、三鷹市基本構想の見直しと第3次基本計画の策定へ反映されるための提言として市長に提出されるものです。

## 3 協働に関する3つの原則

市民21会議と市とは、協働の精神に基づいて、互いに次の原則を遵守します。

- (1) 対等な立場に立って議論や意見交換を行うこと。
- (2) それぞれの自主性を尊重すること。
- (3) 進捗状況について相互に連絡を密にし、互いに協力すること。

## 4 役割と責務に関する8つの約束

市民21会議と市とは、市民21会議の活動と市民プラン作成に関連して、以下に示すそれぞれ8つずつの役割と責務を持つものとします。

### (1) 市民21会議の役割と責務

- ①市民21会議は自立的な組織として市民プランを作成します。  
市民プランの検討・作成・実現に向けて、自ら進んで積極的に参加し、行動します。また、市民プランを作成するために、検討内容に関する情報の収集、市民プランの起草などのさまざまな取り組みを行います。
- ②市民21会議は市民の意見や要望を幅広く集めて市民プランを作成します。  
幅広い市民の要望をできる限り多く収集するために、各種フォーラム、ワークショップ、アンケート、学習会などを開催し、極力公正で実現性のある市民プランを作成します。
- ③市民21会議は市民相互の意見調整に努めます。  
多様な意見を集約して市民プランに反映するために、既存の団体との情報や意見の交換、相互調整などを行います。
- ④市民21会議は情報を公開します。  
市民プラン作成の経過・内容・成果などについて、より多くの市民の目に触れるように広く一般に情報公開や情報提供をするよう努めます。
- ⑤市民21会議はプライバシーを守ります。  
市民プランを作成する過程で知り得た情報のうち、プライバシーに関するものなどについては、市の個人情報保護条例に基づいて個人情報の保護に努めます。
- ⑥市民21会議は計画素案への意見表明を積極的に行います。  
市民プランに基づいて市が作成する計画素案等に対しても、その反映の度合いなどについて報告を受け、検討する機会を積極的に設定し、速やかに意見表明を行います。
- ⑦市民21会議は費用の使途を明確にします。  
市民プランの作成にかかる費用のうち市が補助したものについては、その使途を明らかにし、適宜その額および内容を市に報告します。
- ⑧市民21会議は2000年10月末を目標に市民プランを作成し、市への提言を行います。  
21世紀に向けて市の基本構想・基本計画が策定されるために、市に対する市民プランの提出は、2000年10月末を目標にして作業を進めます。

### (2) 三鷹市の役割と責務

- ①市は市民21会議に対して情報を提供します。  
市民プランの検討に必要な情報を収集、提供、公開します。
- ②市は市民21会議と市の各セクションとの間の連絡及び意見調整を行います。  
具体的な検討に関して、市民21会議と市の各セクションとの連絡及び意見調整を必要に応じて行い、その結果を報告します。
- ③市は市民21会議の活動に必要な場所を提供します。  
市民21会議が自立的な活動を行うための場所を提供します。
- ④市は専門家の派遣や調査活動などについて支援を行います。  
市民プランの作成に関する専門的立場からの知識や情報の提供、各種調査活動の支援、講師などの人材の斡旋・派遣について、(財)三鷹市まちづくり公社のまちづくり研究所等の協力を得て、市民21会議を支援します。
- ⑤市は市民相互の意見調整を行うための支援を行います。  
市民21会議による市民相互の意見調整について、その情報交換や

意見調整を行う際の支援を行います。

- ⑥市は市民21会議が作成する市民プランを最大限、計画に反映します。  
市は市民21会議が作成する市民プランについて、その提言内容を最大限反映して、基本構想・基本計画の素案を作成します。
- ⑦市は市民21会議に計画素案を提示し意見を求め、内容を調整します。  
市民プランに盛り込まれた提言内容が基本構想・基本計画の素案に反映されているかどうか、反映できないとすればその理由について、市は市民21会議に対して提示し説明します。また、素案に対する市民21会議からの再提案を受け、相互に意見調整を行って最大限反映するよう努めます。
- ⑧市は運営上必要な経費を予算の範囲内で負担します。  
市は、市民21会議が市民プランを作成するために必要な、会議の開催や調査、講師などの人材派遣、事務局人件費など、運営に関する諸経費を予算の範囲内で負担します。また、この経費のうち市民21会議に補助金として支出する部分については、その用途のチェックを行います。

## 5 相互の連絡調整について

市民21会議と市は、相互の連絡調整を円滑に行うため、全体の運営に関して調整を必要とする事項については、適宜、連絡調整会議を開催して協議します。

## 6 パートナーシップ協定の有効期限

パートナーシップ協定は、市民21会議と市との合意を以って発効し、新しい基本構想・基本計画の策定までをその有効期限とします。

## 7 市民プラン作成後の検証・評価について

市民21会議を構成する市民と市とは、基本構想・基本計画策定後も、三鷹のまちづくりに対して共に責任を持ち、協力を続けます。また、市民プランの着実な実現を図るため、市はその実施状況を市民に報告する義務を負うものとします。

## 8 その他

パートナーシップ協定に定めていない事項で、今後パートナーシップ協定を遂行する上で必要と認められるものについては、市民21会議と市との合意を得て、パートナーシップ協定に加えることができるものとします。

1999年（平成11年）10月9日  
三鷹市長 安田養次郎  
共同代表 清原慶子・深津従女・宮川齊

## みたか市民プラン21会議の基本ルール

### ルールづくりの必要性

21世紀に向けた「みたか市民プラン21」を作成し、市民の意見を反映させることを目的とするこの会議は、市民が主体的に参加し自立した活動を展開することになる。市民参加の場は、開かれた自由闊達な発言や新たな発想を最大限尊重するものであるが、同時に会議は「言いつばなし、聞きつばなし」でなく、その実効性や日程に責任をもつことにもなる。従って、これを円滑かつ効率よく運営するため、下記の基本ルールを定める。

### 1 会議の目標

別に定められる計画策定の全体手順により、「みたか市民プラン21」を作成し、市民の意見を反映することを目的とする。

### 2 参加者と会議

市民21会議のメンバーは、分科会又はコミュニケーション推進委員会等のいずれかに必ず参加するものとし、複数に参加することもできる。

分科会の参加にあたっては、それぞれの視点・関心を基に、公平性と普遍性を考慮し、課題を提起し、計画策定に寄与する。課題提起にあたっては、地域、団体の個別利益優先の立場に陥らないよう配慮する。

参加者は、検討に必要な情報を得、発言できる。参加者は、自身も会議の

主体者として公平・公正を重視し、会の進行に協力する。会議は、その時の出席者をもって成立するものとする。

## 3 四つの原則・9つのルール

- (1) 時間の厳守：時間は全員の共有であり、これを大切にします。
  - ①会の開始、終了、それぞれの発言時間、持ち時間を厳守する。
  - ②事情により会に遅刻、欠席する場合はその都度、必ず事務局に連絡する。
- (2) 自由な発言：自由な発言を最大限に尊重する。
  - ③参加者の見解は、全て1単位として扱う。（所属団体の公的見解であっても同じ）
  - ④特定の個人や団体の批判中傷は行わない。
- (3) 徹底した議論：徹底した議論から相互信頼の土壌をつくる。
  - ⑤議論は冷静にフェアプレイの精神で行う。
  - ⑥議論をすすめる場合は、実証的かつ客観的なデータを尊重する。
- (4) 合意の形成：合意に基づく実効性のあるプランづくりをめざす。
  - ⑦問題の所在を明確にした上で、合意形成をめざし、いったん合意した内容はそれぞれが尊重する。
  - ⑧事例を取り上げる場合は、客観的な立場で扱う。
  - ⑨プログラムづくりにあたっては、長期的取り組みと短期的にとりくむものを区分し、実現可能な提言をめざす。

## 4 発言の公平性（順序）

進行役は発言が偏らないよう順序を含め公平な運営に配慮する。

## 5 意見集約方法

少数意見を尊重する。決定は全員合意を原則とするが、必要な時は両論併記とする。但し、迅速な決定等を要する場合は、出席者の3分の2以上の賛成でその結論とする。

## 6 会議の公開

会議は全て公開を原則とする。会場の許す範囲で傍聴も自由とする。傍聴者（在住・在勤・在学で市民21会議メンバーでない人及び在住・在勤・在学以外の人）が意見ある場合は、進行役の許可を得て書面等で行うことができる。

## 7 その他

本ルールは、あくまで基本を定めたものである。上記のルールが予測しない問題への対応並びに新たなルールが必要となったときは、運営委員会で対処する。

## 「みたか市民プラン21」から抜粋

### 協働のまちづくりに向けて

わたしたち「みたか市民プラン21会議」に集まった375名のメンバーは、市とのパートナーシップ協定に基づき、1年にわたって基本構想・基本計画に関する提言である『みたか市民プラン21』をまとめる活動を重ねてきました。

ここまで示されてきたような内容の最終提言をまとめるにあたり、わたしたちは、その活動の軌跡と成果を踏まえて、これからも真に市民参加と協働によるまちづくりを実現していくために、市民としての行動計画の重要性を認識し、その行動計画を実現するうえでわたしたち市民が主体的に関わるという意思を、表明したいと思います。

わたしたちは、計画作成段階にとどまらず、事業の実施、管理、評価、改善にわたるまで、市民が自立的に、自ら行動して、市民としての責任を果たしつつ、よりよい三鷹をつくっていくことをめざしたいと思います。

わたしたちは、次の8つの項目に表されるような市民参加への意思が、今後、一人でも多くの市民に共有されることを心から願っています。そのために、この一年間の活動で培った経験を生かして、市民参加と協働の輪が、より多くの市民に広がるように、これからも努力していきたいと思っています。  
○わたしたちは、21世紀の三鷹のまちづくりに関して、行政だけがその実施主体となるのではなく、市民が自ら参加し、自ら行動し、共に責任を担

## 資料編

基本構想・基本計画策定の体制と経過

い合うという、協働のまちづくりとなることをめざします。

- わたしたちは、個人としての市民が、また志を同じくする市民のグループが、さらにはそのような市民の活動の連携が、それぞれ躍動し、よりよく生かされるような、協働のまちづくりをめざします。
- わたしたちは、活発な市民の活動を行うにあたり、自治体行政や各関係機関と連携しつつ、相互に敬意を払い合い、協働のまちづくりをめざします。
- わたしたちは、市民参加と協働の過程が、計画づくり、事業の実施、管理、評価、改善などの、すべての段階にわたって実行されるとともに、説明責任を果たす為にその過程の情報公開をめざします。
- わたしたちは、協働のまちづくりを実現するために、市民が自ら行動できるための、制度的な保障を求めます。
- わたしたちは、協働のまちづくりを進展させるために、個人として、グループとして、そしてそれぞれが連携しながら、市民としての主体的な学習の充実をめざします。
- わたしたちは、協働のまちづくりによって、わたしたちのまち三鷹を、平和・人権・自治を基礎とする、多様で豊かな、高環境、高福祉、そして高参画（市民参画の日常化・高度市民参画社会）のまちにすることをめざします。
- わたしたちは、地方自治を実現するための協働のまちづくりを阻害する制度、たとえば財政・税制に関わる制度の問題点の指摘や改善方策について、必要に応じて自治体行政や民間等と共に協力して、国や都に、他の自治体に提言を行うことを検討します。